



令和7年度

申請期間
令和7年4月1日～
予算に達するまで

上越市インバウンド推進事業補助金

メニュー、チラシ、ホームページなどの翻訳や
語学研修、自動翻訳機器の導入に係る費用を支援します！

◎対象者

上越市内に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通その他の観光事業を行う人及び団体

◎補助対象経費

外国人観光客の誘客のために行う以下を対象経費とします。

- (1)営業活動に係る交通費、宿泊費及び商談会等への参加費
- (2)メニュー表、パンフレット等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成費用
(既に作成している印刷物の改訂及び増刷に要する費用を除く。)
- (3)ホームページの作成に係る外国語翻訳料、初期作成費用及び自動翻訳機能の導入費用
(既に作成している外国語ホームページの改訂に要する費用を除く。)
- (4)看板の外国語翻訳料
- (5)研修会等の開催に要する費用
- (6)多言語翻訳機の導入費用
- (7)市内事業者が連携した団体※が作成する、複数の店舗が関わる観光情報をまとめたパンフレット、チラシ等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成に要する費用

※団体の詳細については、上越市インバウンド推進事業補助金要綱に記載

◎補助金の額等

- | | |
|------|--|
| 補助額 | ・ 補助対象経費の 2分の1 (千円未満切捨)
・ 補助対象経費(1)～(6)の事業・・・ 上限10万円
・ 補助対象経費(7)の事業・・・ 上限20万円 |
| 補助回数 | 1 団体あたり 1 年度につき 2回 まで |

◎注意事項

- ・ 補助対象となるのは、事業実施前の取組に限ります。(事業実施後の申請はできません)
- ・ 補助事業完了後、4週間以内または令和 8年 3月 13 日 (金) のいずれか早い日まで実績報告が必要です。
- ・ 当補助金の詳細や留意事項は、市ホームページまたは右記二次元バーコードからアクセスし、要綱、運用基準等でご確認ください。



上越市 インバウンド推進事業



問合せ：上越市 文化観光部 魅力創造課 交流推進係 電話：025-520-5740